

情報・システム研究機構特別共同利用研究員規程

平成16年5月26日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という。）における特別共同利用研究員（以下「研究員」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 研究員とは、機構において研究に従事し、併せて研究指導を受ける大学院学生をいう。

(研究指導)

第3条 機構は、研究員に対してその研究課題に応じて指導する研究教育職員を定め研究指導を行う。

(受入資格)

第4条 機構が受け入れる研究員は、大学の大学院における博士課程又は修士課程に在籍している者とする。

(受入人員)

第5条 研究員として受け入れる人員は、各研究所において別に定める。

(受入許可)

第6条 研究員の受入れは、当該大学院学生が在籍する大学院（以下「在籍大学院」という。）の研究科長から推薦された者について、機構長が許可する。

(受入時期及び期間)

第7条 研究員の受入時期及び期間は、各研究所において別に定める。

(研究指導の終了)

第8条 機構長は、研究員が所定の研究指導を終えた場合、当該研究員に研究修了証明書を交付するとともに、在籍大学院の研究科長に、研究指導を終了した旨の通知を行う。

(費用)

第9条 機構は、受け入れた研究員に対する研究指導の対価を徴収しない。

(受入中止)

第10条 研究員が次の各号の一に該当する場合には、機構長は、当該研究員の受入れを中止することができる。

- 一 当該研究所の規則その他遵守すべき事項に違反した場合
- 二 当該研究所において、研究に従事すること又は研究指導を受けることが適当でないと認められる場合

2 研究員が、健康その他の理由により、当該研究所において研究に従事すること又は研究指導を受けることを中止しようとするときは、在籍大学院の研究科長を経由して機構長に申し出る。

（施設利用）

第11条 指導する研究教育職員は、研究に従事すること又は研究指導を受けるために必要と認めるときは、当該施設の責任者の許可を得て、研究員に当該研究所の施設を利用させることができる。

（発明等）

第12条 研究員が、研究に従事した結果、特許権の対象となる発明、実用新案権の対象となる考案、意匠権の対象となる創作及び育成者権の対象となる育成等を行った場合には、情報・システム研究機構職務発明等規程に照らしてその取扱いを決定する。

（秘密の保持）

第13条 研究員は、既に公知である情報又は正当な理由により責任を免除される場合を除き、研究員の職務に従事して知り得た一切の情報を秘密として扱い他に開示してはならず、秘密保持の義務を負う。

（雑則）

第14条 この規程に定めるもののほか、特別共同利用研究員の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。